

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成28年 3 月 30 日

水 曜 日

号 外(2)

## 目 次

### 規 則

○富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則 1

### 教育委員会規則

○富山県立近代美術館条例施行規則等の一部を改正する規則 2

## 規 則

富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第18号

富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則

富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則（平成22年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「鳥取県 山口県」を「鳥取県 岡山県 山口県 徳島県」に改める。

### 附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(生活衛生課)

富山県立近代美術館条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月 30 日

## 富山県教育委員会

教育長 渋谷 克 人

**富山県教育委員会規則第 1 号**

富山県立近代美術館条例施行規則等の一部を改正する規則

(富山県立近代美術館条例施行規則の一部改正)

**第 1 条** 富山県立近代美術館条例施行規則（昭和56年富山県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「午後 4 時30分」を「午後 5 時30分」に改める。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(観覧料の免除)

**第 4 条** 条例第12条の規定により常設展示観覧料又は企画展示観覧料（以下この条において「観覧料」という。）の全部を免除することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例別表の備考に規定する者又は幼稚園の幼児の引率者が教育課程に基づく教育活動又は社会教育関係団体の教育活動として、常設展示室において展示している美術品又は企画展示室において特別に展示している美術品（以下この項において「常設展示等」という。）を観覧する場合
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第 7 条に規定する児童福祉施設に入所し、又は通所している者及びこれらの引率者が常設展示等を観覧する場合
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその付添人（当該交付を受けた者 1 人につき 1 人に限る。以下この項において同じ。）が常設展示等を観覧する場合
- (4) 療育手帳制度について（昭和48年 9 月27日付け厚生省発児第 156号厚生事務次官通知）に基づき療育手帳の交付を受けている者及びその付添人が常設展示等を観覧する場合
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第45条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその付添人が常設展示等を観覧する場合

- (6) 70歳以上の者が常設展示室において展示している美術品を観覧する場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の理由があると認める場合
- 2 前項第 1 号又は第 2 号の規定による観覧をしようとする者の観覧料の免除は富山県立近代美術館観覧料免除申請書（様式第 3 号）を知事に提出することにより、同項第 3 号から第 5 号までの規定による観覧をしようとする者の観覧料の免除は身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の確認により、同項第 6 号の規定による観覧をしようとする者の常設展示観覧料の免除は同号に該当することを証するに足る書類の確認により、同項第 7 号の規定に該当する場合の観覧料の免除は別に定めるところにより行うものとする。
- 3 条例第12条の規定による観覧料の一部の免除については、別に定めるところにより行うものとする。

様式第 2 号の次に次の 1 様式を加える。

## 様式第 3 号 (第 4 条関係)

## 富山県立近代美術館観覧料免除申請書

年 月 日

富山県知事 殿

学校名 (団体名)

所在地

代表者氏名

連絡先

電話番号 ( )

担当者氏名

富山県立近代美術館条例第12条の規定により次のとおり観覧料の免除を受けたいので申請します。

観覧日時	年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで				
観覧内容	1 常設展示 2 企画展示				
引率責任者	職			氏名	
観覧人員	引率者	人	小学生	人	計 人
	一般	人	特別支援学校	人	
	高校生	人	小学校就学前の者	人	
	中学生	人	その他 ( )	人	
観覧目的					
※免除する額	常設展示				円
	企画展示				円

備考

- ※欄は、記入しないこと。
- 「観覧内容」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

(富山県水墨美術館条例施行規則の一部改正)

**第 2 条** 富山県水墨美術館条例施行規則（平成10年富山県教育委員会規則第 7 号）

の一部を次のように改正する。

第 2 条中「午後 4 時30分」を「午後 5 時30分」に改める。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（常設展示観覧料等の減免）

**第 4 条** 条例第12条の規定により常設展示観覧料又は企画展示観覧料（以下この条において「常設展示観覧料等」という。）を減免することができる場合及びその場合における減免の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例別表の備考に規定する者又は幼稚園の幼児の引率者が教育課程に基づく教育活動又は社会教育関係団体の教育活動として、常設展示室において展示している美術品又は企画展示室において特別に展示している美術品（以下この項において「常設展示等」という。）を観覧する場合 常設展示観覧料等の全額
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第 7 条に規定する児童福祉施設に入所し、又は通所している者及びこれらの引率者が常設展示等を観覧する場合 常設展示観覧料等の全額
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその付添人（当該交付を受けた者 1 人につき 1 人に限る。以下この項において同じ。）が常設展示等を観覧する場合 常設展示観覧料等の全額
- (4) 療育手帳制度について（昭和48年 9 月27日付け厚生省発児第 156号厚生事務次官通知）に基づき療育手帳の交付を受けている者及びその付添人が常設展示等を観覧する場合 常設展示観覧料等の全額
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第45条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその付添人が常設展示等を観覧する場合 常設展示観覧料等の全額
- (6) 70歳以上の者が常設展示室において展示している美術品を観覧する場合

## 常設展示観覧料の全額

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の理由があると認める場合  
教育委員会が必要と認める額

- 2 前項第 1 号又は第 2 号の規定による観覧をしようとする者の常設展示観覧料等の減免は富山県水墨美術館観覧料減免申請書（様式第 3 号）を知事に提出することにより、同項第 3 号から第 5 号までの規定による観覧をしようとする者の常設展示観覧料等の減免は身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の確認により、同項第 6 号の規定による観覧をしようとする者の常設展示観覧料の減免は同号に該当することを証するに足りる書類の確認により、同項第 7 号の規定に該当する場合の常設展示観覧料等の減免は別に定めるところにより行うものとする。

様式第 2 号の次に次の 1 様式を加える。

## 様式第 3 号 (第 4 条関係)

## 富山県水墨美術館観覧料減免申請書

年 月 日

富山県知事 殿

学校名 (団体名)

所在地

代表者氏名

連絡先

電話番号 ( )

担当者氏名

富山県水墨美術館条例第12条の規定により次のとおり観覧料の減免を受けた  
いので申請します。

観覧日時	年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで				
観覧内容	1 常設展示 2 企画展示				
引率責任者	職			氏名	
観覧人員	引率者	人	小学生	人	計 人
	一般	人	特別支援学校	人	
	高校生	人	小学校就学前の者	人	
	中学生	人	その他 ( )	人	
観覧目的					
※減免する額	常設展示				円
	企画展示				円

備考

- ※欄は、記入しないこと。
- 「観覧内容」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

(富山県立山博物館条例施行規則の一部改正)

**第 3 条** 富山県立山博物館条例施行規則（平成 3 年富山県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条を第 12 条とし、第 10 条を第 11 条とし、第 9 条の次に次の 1 条を加える。  
(観覧料の減免)

**第 10 条** 条例第 13 条の規定により観覧料を減免することができる場合及びその場合における減免の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例別表の 1 の(1)の表の備考第 3 項に規定する者又は幼稚園の幼児の引率者が教育課程に基づく教育活動又は社会教育関係団体の教育活動として、常設展示又は企画展示（以下この項において「常設展示等」という。）を観覧する場合 観覧料の全額
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する児童福祉施設に入所し、又は通所している者及びこれらの引率者が常設展示等を観覧する場合 観覧料の全額
- (3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその付添人（当該交付を受けた者 1 人につき 1 人に限る。以下この項において同じ。）が常設展示等を観覧する場合 観覧料の全額
- (4) 療育手帳制度について（昭和 48 年 9 月 27 日付け厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）に基づき療育手帳の交付を受けている者及びその付添人が常設展示等を観覧する場合 観覧料の全額
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその付添人が常設展示等を観覧する場合 観覧料の全額
- (6) 70 歳以上の者が常設展示を観覧する場合 観覧料の全額
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の理由があると認める場合 教育委員会が必要と認める額

2 前項第 1 号又は第 2 号の規定による観覧をしようとする者の観覧料の減免は



富山県立山博物館観覧料減免申請書（様式第 3 号）を知事に提出することにより、同項第 3 号から第 5 号までの規定による観覧をしようとする者の観覧料の減免は身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の確認により、同項第 6 号の規定による観覧をしようとする者の観覧料の減免は同号に該当することを証するに足りる書類の確認により、同項第 7 号の規定に該当する場合の観覧料の減免は別に定めるところにより行うものとする。

様式第 2 号の次に次の 1 様式を加える。

## 様式第 3 号 (第 4 条関係)

## 富山県立山博物館観覧料減免申請書

年 月 日

富山県知事 殿

学校名 (団体名)

所在地

代表者氏名

連絡先

電話番号 ( )

担当者氏名

富山県立山博物館条例第13条の規定により次のとおり観覧料の減免を受けた  
いので申請します。

観覧日	年 月 日 ( )				
観覧内容及び 観覧時間	1	展示館 (常設展示)	時～	時	
	2	展示館 (企画展示)	時～	時	
	3	遙望館 <sup>ようぼう</sup>	時～	時	
	4	まんだら遊苑 <sup>えん</sup>	時～	時	
引率責任者	職			氏名	
観覧人員	引率者	人	小学生	人	計 人
	一般	人	特別支援学校	人	
	高校生	人	小学校就学前の者	人	
	中学生	人	その他 ( )	人	
観覧目的					
※減免する額	(展示館) 常設展示	円	遙望館 <sup>ようぼう</sup>	円	
	(展示館) 企画展示	円	まんだら遊苑 <sup>えん</sup>	円	

備考

- ※欄は、記入しないこと。
- 「観覧内容及び観覧時間」欄は、該当する番号を○で囲み、時間を記入すること。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(教・生涯学習・文化財室)

---

